

## 第13回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和5年6月26日（月）

開催場所 菖蒲総合支所4階第一集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時49分

第13回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第62号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

議案第63号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第64号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

議案第65号 久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第62号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第63号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第64号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第65号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 17名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田	孝 行 君
2 番	岸 田	一 男 君	3 番	池 田	庄 司 君
4 番	岡 田	武 君	5 番	川 鍋	優 君
6 番	柴 崎	行 雄 君	7 番	高 橋	眞 一 君
8 番	大 澤	一 樹 君	9 番	渡 邊	敏 男 君
10 番	小 沼	健 司 君	11 番	高 橋	七 海 君
12 番	坂 卷	昭 一 郎 君	14 番	野 口	和 幸 君
15 番	籠 宮	信 寿 君	16 番	坂 卷	泰 子 君
17 番	早 野	公 夫 君			

欠席委員 1名

13番 宮 城 与 四 郎 君

推進委員

久喜 5	内 田	高 司 君	菖蒲 10	石 井	松 江 君
栗橋 6	遠 藤	正 幸 君	鷺宮 2	渡 辺	祥 克 君

事務局

事務局長	田 中	智 也	副 主 幹	村 田	直 洋
主 任	黒 須	一 宏	兼 係 長	松 崎	宣 幸
主 事	横 山	玲 央	主 任		

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより第13回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、宮城委員より欠席のご連絡をいただいております。

初めに、長谷川会長よりご挨拶を頂戴いたします。お願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名人の指名を行います。私のほうから指名させていただきます。10番、小沼委員、11番、高橋七海委員、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、願います。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回の農業委員会総会より本総会開催前までの経過について、ご報告いたします。

総会議案の3ページを御覧ください。初めに、5月29日、埼玉県春日部農林振興センター主催による農地集積・集約化関連施策説明会が、埼玉県信連浦和分館及びウェブにおいて開催され、村田副主幹がリモートで出席いたしました。説明会の内容は御覧のとおりでございます。

次に、6月8日、埼玉県農業会議主催による農業者年金新任担当者研修会が、JA埼玉県中央会会議室及びウェブにおいて開催されまして、黒須主任がリモートで出席いたしました。研修会の内容は御覧のとおりでございます。

次に、6月15日、埼玉県農業会議主催による農業委員会等職員研修会が、埼玉県信用農業協同組合連合会分館及びウェブにおいて開催され、村田副主幹がリモートで出席いたしました。研修会の内容は御覧のとおりでございます。

次に、6月20日、埼玉県農林部農業政策課主催による第2回農地事務新任担当者研修会が、ウェブにおいて開催され、私と松崎主任が出席いたしました。研修会の内容は御覧のとおりでございます。

経過報告につきましては以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。今月の経過報告について何か質問がございましたら、お受けいたします。

○14番（野口和幸君） 14番、野口です。6月15日に、これは国庫帰属法に関する事務処理についてという研修があったようですが、この内容についてお伺いします。まず、この制定はいつ頃でございますでしょうか。それから、どのようなものが帰属の対象になるのか。これを教えてください。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、願います。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 制定自体というのは、もうされておるところなのですが、その事務処理についてということで説明があったのですが、その中で農業委員会のほうには意見を聞く。農業委員会が主として進めるというのではなくて、農業委員会に対して手続の中で意見を一部徴する場合があるので、その場合にはよろしく願いますというような内容です。一応内容としては、そういったところです。

○14番（野口和幸君） そうすると、今後、農地だけでなく、いろんな地目あると思うのですが、こういう問題

についてもやはりこの法律が適用されていくのでしょうか。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 国のほうではいろいろやはり耕作放棄地が、あと空き家関係とかって多分皆さんの周りにもあるのかなと思うのですけれども、どうにかしていこうというところなのですけれども、そういった中の一つとして法を制定して、農業委員会としては主に農地に関しては何らかの照会があったりする場合があります。また、来月ぐらいに、またそういった説明会もあるようなので、新しい情報があれば聞いてみたいと思います。

○14番（野口和幸君） 分かりました。また、そういう情報があったら教えてください。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） それでは、何かほかに質問がございませんか。

よろしいですか。いいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） では、なしの声がありますので打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第59号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第5 議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の6ページ、申請書番号231304、譲受人、譲渡人ともに吉羽4丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、吉羽地内の田2筆、畑7筆、合計5,368平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を1アール耕作しており、取得後につきましては水稻及び野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号233301、譲受人は南栗橋10丁目の方、譲渡人は南栗橋3丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、北広島地内の畑2筆、合計1,249平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在野菜を1アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、7ページ、申請書番号234301、譲受人は上尾市の相続財産清算人の方、譲渡人は加須市在住の方となっております。土地の表示につきましては、上川崎地内の畑2筆、田1筆、合計508平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を18アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているということでございます。

以上3件について、所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を満たす内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小沼健司君） 10番、小沼でございます。6月24日に5番の川鍋委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号231304番、資料1を御覧ください。こちら、何か所にも筆数が分かれておりまして、現地調査が分からないので、申請者の方にお話をしましたところ、譲受人の方が現地を案内するというので快く引き受けていただき進めることができましたことを、この場をお借りしてご報告と感謝をいたします。ありがとうございました。

では、申請書番号231304番、申請地は、久喜駅から東に2キロメートルから2.5キロメートルほどの範囲の田園地帯の中に5か所に点在しております。

農地の状況は、田、畑となっております。耕作状況なのですが、地図上の右側に3か所ありますけれども、中央に縦長の箇所がありますが、これが2筆に分かれておりまして、こちらは現在水稲耕作中でした。ほかは耕してあり、管理されておりました。

申請者世帯の耕作状況、農業経営状況、農機具の所有状況から申請地を取得後も隣接する農地に被害を及ぼすことのないように適正に耕作するものと思われまます。

以上、この案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上でございます。

○3番（池田庄司君） 3番、池田でございます。去る6月21日に現地調査を行いましたので、報告をさせていただきます。

申請書番号233301番、資料の2を御覧ください。申請地は、久喜市立栗橋南小学校から北西に600メートルほどの集落に位置しております。資料の住宅地図でございますが、中心を東武日光線が走っておりまして、上側が栗橋駅、下側が南栗橋駅になります。右側の下から右上に伸びている線がございますけれども、これがJRの東北新幹線でございます。新幹線の右側に先ほど言いました栗橋南小学校がございます。

農地の状況でございますが、2筆とも畑でございます、耕うんされており、保全管理されておりました。申請者は、当地区の最適化推進委員も歴任されておりまして、ふだんから遊休農地解消に向け尽力をされている方でございます。現在、畑にて野菜の栽培を行っておりまして、意欲的に営農活動をされておるところでございます。

耕作状況は、農機具の所有状況から申請地を取得後も適正に耕作管理されるものと思われまます。

以上、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断をいたしました。

以上でございます。

○11番（高橋七海君） 11番、高橋です。6月23日に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。申請書番号234301番、資料3を御覧ください。申請地は、鷲宮の工業団地の南に位置する社会福祉法人彩鷲会鷲宮苑から約300メートルの水田地帯の中に位置しております。農地の状況は、田んぼでした。申請者の世帯や耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作すると思われまます。

以上1案件について、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま3人の委員からの調査報告について質問をお受けいたします。

坂巻委員さん。

○12番（坂巻昭一郎君） 12番の坂巻です。申請書番号234301、上川崎西川通、私の近所なものですから、それとまた近所の方の案件でございまして、この資料3のほうに畑と田んぼがあるのでありますが、もう草がぼうぼうで、いつ火がつけられたら、この北側に住宅があるのでありますが、火事になったらということで心配。近所の人に聞いた話で

すけれども、その前に畑と田が売買になったということでちょっと一安心なのですが、ひとつ心配しているのは、この水深とこの上川崎の地ですと相当離れているので、この方がちゃんときれいに耕作をしているかなという心配があります。私が心配しているのは、この方がずっときれいに耕作できるのかなって。この前のほうは、畑、水田があるのですけれども、こちらについては何も作ってなくて、トラクターで耕うんされているのですが、そのようにきれいにされていけるのかなという思いがしております。譲受人の方が遠い親戚なのか、身内なのか、その辺のところはお答えができなければそれでよろしいのですが、できましたら何かそういうご縁がある方なのかというふうに思っております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） では、事務局、説明をお願いします。

○主任（黒須一宏君） 事務局、黒須でございます。こちらの譲受人の方なのですが、今加須市に在住で、加須市を中心として県内、宮代町と、あと本庄市ですか、農地をお持ちです。加須市が基本的に中心でやっておりまして、水稲と露地野菜、今回の申請地につきましては芋類を作付するというで伺っております。事務局が説明を受ける限りですが、しっかり耕作するものと考えております。

以上です。

○12番（坂巻昭一郎君） はい、分かりました。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

○12番（坂巻昭一郎君） はい。

○会長（長谷川 勲君） それでは、そのほかに質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第60号

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の9ページになります。申請書番号231402、申請者は除堀在住の方となっております。土地の表示につきましては、除堀地内の畑2筆、合計46.30平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で追認案件でございますが、敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から庭木が植えてあるなど住宅敷地として使用してまいりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から現地の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小沼健司君） 10番、小沼でございます。6月24日に川鍋委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号231402番、資料4を御覧ください。申請地は、JA南彩久喜梨選果所から東に60メートルほどの集落内に位置しております。現況は、申請者の宅地、庭の一部になっていて、きれいになっていました。周囲は、北側が申請者の宅地、その先に水路が通っております。東側が市道、南側が県道春日部・菖蒲線、西側が申請者の宅地となっております。この案件につきましては追認案件ですが、今まで畑として利用したことはなく、これからも宅地として利用していきたいと思っているそうです。隣接地に農地はございませんので、周辺に被害を及ぼすことはありません。この案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの小沼委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第61号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

なお、申請番号234530については、議事参与の制限がございますので、これを除いて説明いたさせます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書11ページになります。申請書番号231515、譲受人は久喜東1丁目在住の方、譲渡人はさいたま市在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の畑4筆、合計335.75平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻とともに市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたことから、譲受人の実家に通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号231516、譲受人は青葉5丁目在住の方、譲渡人は吉羽在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、吉羽地内の田3筆、合計329.60平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農家分家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地として第1種農地と判断しております。したがって、

原則許可とならない区域でございますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在妻と子供と共に市内の賃貸住宅にて生活をしておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたことから、また、父が農業に従事しており、今後父の農業を手伝うために両親が所有する当該申請地へ農家分家住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、12ページ、申請書番号231518、譲受人は蓮田市に本社を置き、土木業などを行っている法人となります。譲渡人は上早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、久喜新地内の田2筆、合計1,920平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用で転用期間が3か月間となっております。農地区分は農用地区域でございますが、農地改良のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地では、現在休耕状態ですが、盛土、整地等を行い優良農地に変え、畑として利用したいとのことでの農地改良となっております。工法は、現在の表土の下に新たに搬入する土を入れる、いわゆる天地返しによるものでございまして、掘削の深さが60センチ、現況面より20センチのかさ上げを行う計画でございます。搬入路は、野久喜のストックヤードで保管してある建設現場で発生した一般建設残土であり、農地改良後はサツマイモの作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号231519、譲受人は宮代町に本店を置き、土木建築業等を行っている法人となります。譲渡人については、久喜北1丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の田3筆、合計246平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります資材置場を目的とした雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人である法人については、県の発注する工事を請け負っておりますが、工事中の現場事務所や工事用車両のためのスペースが足りず、適地を探していたところ、譲渡人から承諾が得られたため、当該申請地を現場事務所や工事用車両の置場として一時的に利用することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号232503、譲受人は伊奈町在住の方ほか1名、譲渡人は菖蒲町上栢間在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町上栢間地内の畑1筆、448平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と共に市外の賃貸住宅にて生活をしておりますが、将来子供をもうけることを考えると現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、13ページ、申請書番号234517、譲受人は栃木県宇都宮市在住の方、譲渡人は鷲宮5丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷲宮地内の畑2筆、合計386平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市外の社宅にて生活をしておりますが、妻の職場復帰を考え、妻の実家から近く、また譲受人の東京の本社へ通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号234519、譲受人は久喜中央2丁目本店を置き、不動産売買等を行っている法人、譲渡人は上川崎在住の方ほか3名となっております。土地の表示につきましては、上川崎地内の田5筆、畑4筆、合計1,930.77平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅から近いなど、交通の利便性のよい住環境に恵まれた当該申請地を選定したとのことでございます。今回は5棟の建



売住宅を販売する予定となっております。

続いて、14ページ、申請書番号234521、譲受人は久喜東3丁目に本店を置き、不動産売買等を行っている法人、譲渡人は川口市在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、鷺宮6丁目地内の畑3筆、合計347平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地から500メートル以内に鷺宮総合支所があるため第2種農地と判断しております。公共施設や商業施設などからも近いなど、交通利便性のよい住環境に恵まれた当該申請地を選定したとのことでございます。今回は1棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、申請書番号234525、譲受人は蓮田市に本店を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、上内在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、上内地内の田1筆、畑1筆、合計1,463平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅や学校からも近い利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、申請地を含めた開発区域に4棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、15ページ、申請書番号234527、譲受人は久喜東3丁目に本店を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、上内在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の畑1筆、372平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。学校、商業施設、駅からも近い、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、1棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、申請書番号234529、譲受人は上内在住の方、譲渡人はさいたま市の相続財産管理人の方となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の田2筆、合計496平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたことから、譲受人の勤務地や妻の実家に通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、16ページの2段目になります。申請書番号234536、譲受人は行田市に本店を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、鷺宮在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、鷺宮地内の畑5筆、合計3,644平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建築条件付売買予定地のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地から500メートル以内に鷺宮総合支所があるため第2種農地と判断しております。教育施設や商業施設が近隣に点在するなど利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、10棟の建築条件付住宅を販売する予定となっております。

続きまして、17ページ、申請書番号234537、譲受人は久喜中央2丁目に本店を置き、不動産売買等を行っている法人、譲渡人は東大輪在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、八甫及び東大輪地内の田2筆、畑5筆、合計2,807.30平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅や商業施設からも近いなど、交通の利便性のよい住環境に恵まれた当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、申請地を含めた開発区域に7棟の建売住宅を販売する予定となっております。

以上、申請書番号234530を除く13件、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般

基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

○10番（小沼健司君） 10番、小沼でございます。6月24日に川鍋委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号231515番、資料5を御覧ください。申請地は、久喜市役所本庁から南へ1キロメートルほどの集落内に位置しております。現況は、畑で管理されておりました。周囲は、北側が住宅、東側が市道を挟んで畑、南側が畑、西側が畑となっております。被害防除につきましては、隣地境界線から平場を30センチ以上確保し、マウントアップすることにより、土砂流出防止策を講じます。排水につきましては、西南にある公共下水道に接続する計画となっておりますので、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請書番号231516番、資料6を御覧ください。申請地は、久喜駅から東へ1キロメートルほどの集落内に位置しております。現況は、畑で管理されておりました。周囲は、北側が住宅、東側が畑、一部、市道、南側が畑で、こちらは休耕地でした。西側が畑となっております。被害防除につきましては、マウントアップを施します。排水につきましては、東側にある市道の公共下水道本管に接続する計画となっておりますので、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請書番号231518番、資料7を御覧ください。申請地は、県立久喜北陽高等学校から幅6メートルの市道を挟んで西に位置しております。周囲は北側が調整池、東側が市道、南側が市道、西側が田となっております。被害防除につきましては、土地の埋立て等の基準に従い隣接地に被害が発生しないよう注意しますとのことですので、周辺農地に被害を及ぼす影響はないと思われま。

続きまして、申請書番号231519番、資料8を御覧ください。申請地は、JR久喜駅から北に500メートルほどの集落内に位置しております。現況は、畑で管理されておりました。周囲は、北側が市道、東側が水路、南側が住宅、西側が市道となっております。被害防除につきましては、隣接する農地はございませんので、ありません。被害を及ぼすことはありません。

以上の久喜地区4案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上でございます。

○8番（大澤一樹君） 8番、大澤でございます。6月21日に坂巻委員さんと現地調査のほう行いましたので、報告いたします。

申請書番号232503、資料9を御覧ください。埼玉県道312号線下石戸・上菖蒲線沿いの森下緑地グラウンドの交差点を北方向に100メートルほど行った場所となります。周囲の状況ですが、東側が陸田、西側が住宅、南側が陸田、北側が休耕となっております。被害防除につきましては、周囲をブロック工事し、雨水の浸透施設を施工し、排水最終ますから集落排水本管へ接続されておりますので、周囲の農地の被害はないと思われま。

以上の1件につきまして、現地の状況から許可相当と判断します。

以上です。

○11番（高橋七海君） 11番、高橋です。6月23日に現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号234517、資料10です。申請地は、鷺宮中学校から200メートルの住宅地内に位置しております。全方位、宅地で、周辺は宅地の、住居の開発地区になります。申請地は除草されており、きれいになっておりました。被害防除は、コンクリートブロックを設置し、排水は合併浄化槽を設置する計画となっており、周辺農地に被害を及ぼすこ

とはないと思われます。

続きまして、申請書番号234519、資料11番になります。申請地は、鷺宮工業団地地区から南のほうに200メートルの住宅地内に位置しております。北側が宅地、東側が宅地、南側が市道、西側が田んぼとなっております。申請地は除草されており、きれいな状況でした。被害防除につきましては、こちらでもコンクリートブロックを設置し、排水に関しては合併浄化槽を設置する計画となっております、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、申請書番号234521、資料12番になります。鷺宮温水プールから東に約200メートルのところの位置しております。こちらでも住宅地内で、新しい住居の開発地区になっております。北側が市道、東側が市道、南側が宅地、西側が畑となっております。申請地は除草されており、きれいな状況でありました。被害防除につきましては、こちらでもコンクリートブロックを設置し、排水に関しましては合併浄化槽を設置する計画となっております、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、申請書番号234525、資料13になります。こちらの申請地は、砂原小学校から南西に200メートルのところの位置しています。こちらでも住宅地内にあります。北側が宅地、東側が市道、南側が宅地、西側が畑となっております、こちらでも申請地の除草状況はきれいな状態でした。被害防除につきましては、こちらでもコンクリートブロックを設置し、排水は合併浄化槽を設置する計画となっております、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、申請書番号234527、資料14番です。上内小学校から200メートルのところの住宅地内に位置しております。こちら、北側が畑、東側が宅地、南側が線路、西側が市道となっております。こちらの土地は、草が少しある状況でした。被害を及ぼすほどではないというところの判断でおります。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、排水は合併浄化槽を設置する計画となっております。こちらでも周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、申請書番号234529、資料15になります。こちら桜田のベルク、ホームックから東に50メートルのところの位置する住宅地内になります。こちら北側が市道、東側が宅地、南側が宅地、西側が畑となっております。こちらの畑も草が少しありましたが、被害を及ぼすほどではないというところと、地主さんが管理をするという予定を聞いております。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、排水は合併浄化槽を設置する計画となっております。

続きまして、申請書番号が234536、資料17になります。こちら鷺宮公民館から200メートルのところの位置する住宅地内になります。北側が市道、東側が宅地、南と西が田んぼで、こちらでも住宅が並ぶ開発の地域となっております。土地の状況ですが、除草されておりきれいな状態でした。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、排水は合併浄化槽を設置する計画となっております。

最後です。申請書番号234537、資料18になります。さいたま栗橋線、加須・幸手線の西大輪交差点から東に約100メートルのところの位置する畑になります。こちらは住宅地内になっており、周りは開発されているような地域になっております。北側が宅地、東側が畑、南と西が市道に囲まれている位置になります。土地の状況は、除草されておりきれいな状況でした。こちらの被害防除についても、コンクリートブロックの設置と排水は合併浄化槽を設置する計画となっております、農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上8案件について、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上です。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございます。ただいま3人の委員からの調査報告について質問をお受けします。

岸田委員さん。

○2番(岸田一男君) 事務局にお尋ねいたします。231516の備考で34条の11号って記載があります。これは都市計画

課の関係なのですが、その周辺は11号、どれぐらいってなっているのですか。ちょっと教えてもらいたいのですけれども。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主任（黒須一宏君） 面積ですか。

○2番（岸田一男君） はい。農地法のこれ34というあれがあるけれども、これ11号って書いてあるので、どれくらいあるのかなという。

○主任（黒須一宏君） 事務局、黒須です。231516ですが、資料6ということで地図があると思うのですが、その全面、吉羽の市街化区域の南側とか東側に全面に農地の広がりがあるかと思うのですが、11号の区域指定が図面としてはあるのですが、ただ、開発の基準の中で、農地法の1種農地とか甲種農地については、その11号のエリア指定してあるものは外すということになっているので、ほとんどが11号ではないのです。ですから、その市街化区域に接している、本案件のような道に接していて、3種農地とか、そういった判断になるような場所については11号の指定が適用されるというような区域でございます。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） いいですか。よろしいですか。

○2番（岸田一男君） ということは、都市計画課に聞けば分かりますね。

○主任（黒須一宏君） はい。

○2番（岸田一男君） それと、もう一点なのですが、申請書番号231519番について、資材置場で一時転用になっていますけれども、この一時転用の期間はどれくらいですか。期間だけ教えてください。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主事（横山玲央君） 事務局、横山です。一時転用の期間については6か月を予定しております。

○2番（岸田一男君） はい。ありがとうございました。

○会長（長谷川 勲君） それでは、そのほかに質問はございませんか。よろしいでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号234530を除き、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

次に、申請番号234530に移ります。

農業委員会等に関する法律の規定による議事参与の制限により、坂巻昭一郎委員さんにおかれましては暫時ご退席願います。

〔12番 坂巻昭一郎君退席〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案について事務局に説明いたさせます。

村田係長、お願いします。

- 副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書16ページ、申請書番号234530、譲受人は八甫に本社を置き、土木業などを行っている法人となります。譲渡人は上川崎在住の方となっております。土地の表示につきましては、上川崎地内の田6筆、合計4,852平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時的転用で、転用期間が6か月間となっております。農地の区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地として第1種農地でございますが、農地改良のための一時的転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地は、現在休耕状態ですが、盛土、整地等を行い優良農地に変え、畑として利用したいとのことでの農地改良となっております。工法は、現在の表土の下に新たに搬入する土を入れる、いわゆる天地返しによるものでございまして、掘削の深さが70センチ、現況面より20センチから70センチまでのかさ上げを行う計画でございます。搬入土は、東京都西東京市の店舗建設現場で発生した一般建設残土であり、農地改良後は麦の作付を予定しているということでございます。立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

説明は以上でございます。

- 会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

- 11番（高橋七海君） 11番、高橋です。6月23日に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号234530、資料16になります。こちら鷲宮工業団地、区域から南に50メートルのところに位置します。申請地は、工業団地及び住宅地内に位置する田んぼになります。北側が宅地、東側が田んぼ、南側が宅地、西側が田んぼという状況になっており、申請地は除草されておりきれいな状況でした。こちら農地改良で畑にするというところの一時的転用であり、排水の改良をいただくというところで周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上1案件について、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上です。

- 会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの高橋委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号234530について賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

- 会長（長谷川 勲君） 全員をもって可決決定します。

坂巻昭一郎委員の入室を認めます。

〔12番 坂巻昭一郎君着席〕

◎議案第62号

- 会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第62号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを上程しま

す。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第62号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、議案書の19ページになります。こちらにつきましては、農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてでございます。今月は1件提出のほうがされております。

申請書番号222501、土地の表示につきましては、菖蒲町台地内の田2筆、合計842平米でございます。こちらの対象地につきましては、令和4年4月28日に県の発注する庄兵衛堀川の氾濫を防ぐための排水路を整備するに当たり、受注者の工事現場仮設事務所兼駐車場を設置するための一時転用とした農地法第5条の許可を久喜市農業委員会から受けております。また、令和5年1月の総会において、工事期間の延長のために令和5年7月31日まで延長した計画変更の承認を受けております。許可当時の譲受人については、当該申請地に工事現場仮設事務所兼駐車場のための一時転用として7月31日までの予定だったのですけれども、その後の状況が変わり期間を再度4か月間延長して、令和5年11月30日までとして今回計画変更の申請が提出されたものでございます。内容を確認したところ、当初の目的達成が困難となったことについて、事業計画者の故意や重大な過失によるものではなく、また周辺農地に及ぼす影響もないと認められることから、農地法第51条第1項の規定による許可の取消等を講ずる必要はないと判断しているものでございます。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更の説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） それでは、ただいまの説明に関連して質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか、これも。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第62号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第63号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第63号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第63号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書21ページ、22ページになります。今月10件の申出を受けておまして、うち新規案件は4件でございます。

それでは、新規案件についてご説明をさせていただきます。

初めに、21ページ、申請書番号、久喜の5番、利用権を設定する農地は、北青柳地内の畑2筆、田1筆、合計2,101平米でございます。借手は北青柳在住の方、貸手は久喜中央4丁目在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定で、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、久喜6番、利用権を設定する農地は、上清久地内の畑5筆、合計2,974平米でございます。借手は下清久在住の方、貸手は久喜中央4丁目在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定で、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、22ページ、申請書番号、栗橋7番、利用権を設定する農地は、佐間地内の田1筆、2,888平米でございます。借手、貸手ともに佐間在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定で、水稻作付1年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、鷺宮の3番、利用権を設定する農地が鷺宮地内の畑2筆、合計3,533平米でございます。借手は高柳に事務所を置くNPO法人、貸手が鷺宮在住の方となっております。設定する利用権は、賃貸借権の設定、普通畑9か月間、賃借料は2筆、合計1万円を予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積が新規、再設定合わせて27筆、2万5,560平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思います。

初めに、久喜5番の借手につきましては、久喜5地区の内田推進委員よりお願いいたします。

○久喜5（内田高司君） 推進委員の内田です。よろしく申し上げます。今回、利用権を設定する農地の借手の方は、北青柳にお住まいの方で、現在水稻172アール、野菜18.6アール耕作しており、全て良好に管理されております。地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動されております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、久喜6番の借手につきましては、久喜1地区の平林推進委員よりお願いいたします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 平林推進委員さん、本日、欠席の連絡いただきましたので、事務局のほうでヒアリングしてまいりましたので、説明させていただきます。

申請書番号、久喜の6番、こちらにつきましては、現在水稻及び野菜を合計で375アール耕作しており、良好に耕作管理され、積極的に地域で営農活動されている方であると平林推進委員から報告のほう受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、栗橋7番の借手につきましては、借手が推進委員でありますから、池田委員より申し上げます。

○3番（池田庄司君） 3番、池田でございます。栗橋の7番について説明をさせていただきます。今回の利用権を設定する農地の借手の方は、久喜市の佐間地区にお住まいの方で、現在水稻を中心に162アール耕作されておりました、全て良好に管理されております。また、当地区の最適化推進委員を歴任されまして、ふだんから遊休農地解消に向けて尽力をされている方でございます。地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として意欲的に営農活動をされております。したがって、今回の利用権を設定する農地につきましても、良好に耕作管理されるものと思われま

す。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、鷺宮3番の借手につきましては、鷺宮2地区の渡辺推進委員より申し上げます。

○鷺宮2（渡辺祥克君） 鷺宮2の渡辺です。借手については、久喜市高柳に事務所を置く、NPO法人です。今回初

めて利用権を設定するということでしたので、去る5月12日に会長、自分、そして、借手の代表の方と事務局さんと面談を行いました。借りる場所は、鷺宮中学校から市役所方面の通り沿いにある道沿いで3,533平米の農地2筆で、その農地でジャガイモ、大豆を栽培するという事です。また、借手は農業専従者1名です。お手伝い10名ほどで営農を行い、ジャガイモ、大豆を栽培する農業機械を数台有していることから、適正に耕作をしていくものと考えております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。

岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） ちょっと聞きづらい質問で申し訳ないのですが、栗橋の7と鷺宮の3の関係なのですが、1年間、9か月、通常ですと3年から5年ぐらい借りるのであれば、この方短いので、何か特別な理由があるのかなと思ひまして、質問させていただきました。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 基本的には期間については、お互いの中で決めることでありますので、何が標準というのではなくて、お互いの話合いの中で決定するものであると考えております。栗橋については1年間で、鷺宮のその新規就農の方については、期間としては9か月間で、また1年ごとに更新をしていくというふうなお話のほうは聞いております。

以上でございます。

○2番（岸田一男君） ありがとうございます。

○会長（長谷川 勲君） それでは、そのほかに質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第63号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第64号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第64号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案についてを上程します。事務局に説明を求めます。

村田係長、願います。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第64号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、議案書の24ページ、今度は栗橋の2番、設定を受ける農地が高柳及び佐間地内の田4筆、合計3,705平米でございます。借手の方は、新井在住の方で、現在水稻及び野菜を合計で1,301アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定で、水稻作付5年4か月間、賃借料が反当たり5,000円となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ただいま事務局から説明がありました。



それでは、質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第64号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎議案第65号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第65号 久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第65号 久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について説明させていただきます。

農地利用最適化推進委員の奈良委員さんから、6月30日をもって一身上の都合により委員を辞任したい旨の申出がありました。このことから農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会の同意を求めるものであります。

なお、委員の皆様の同意を得た後の手続を先に説明させていただきますが、後任の委員の選任につきましては、奈良委員の担当地区が、久喜市農業委員会の農地利用最適化推進委員委嘱等に関する規則に定める栗橋1地区であるため、後任の委員につきましては担当地区を栗橋1地区と指定し、公募することとなります。また、スケジュール的には、規定により28日間の公募期間を設ける必要があるため、本日6月26日から7月24日までの期間で公募をし、次回7月の農業委員会の総会で決定する予定となっております。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、先ほど事務局から報告のあった方の辞任について同意することについて賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって可決決定します。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、報告に入ります。27ページ、28ページになります。農地法第4条の届出でございます。今月は7件の農地法第4条の届出を受理しております。市街化区域内の届出となっております。

続きまして、30ページから33ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月は12件の農地法第5条の届出を

受理しております。いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、35ページ、36ページ、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は4件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、38ページ、39ページ、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は4件の合意解約に係る通知が提出されております。

報告についての説明は以上となります。

○会長（長谷川 勲君） ただいま報告の説明がありました。

何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今月は、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者の認定に関する意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、事前に総会資料と一緒に送付させていただいておりますA4コピーのものです。表側に農業経営改善計画の認定に係る意見についてと書かれておりますものを御覧いただければと思います。こちらについては、認定農業者を認定するに当たりまして、農業経営者から市に対して改善計画が提出されます。こちらを判断するに当たって、認定農業者にふさわしいか否か、市から農業委員会に意見を求められているものでございます。今月1件の申請が提出されております。

本町4丁目に事務所を置く法人ですが、現在の作付面積が約600アールで、今後農地を借入れするなどし、970アールまで拡大する計画となっております。目標とする営農類型が水稻や施設野菜、露地野菜などの複合経営でございます。今後、制度資金等を利用して乾燥機や冷蔵庫、倉庫作業場などの新設をしてハウス施設の充実を図り、また人材を確保して生産性を上げていくことを目標としております。この方、令和5年3月まで市の認定農業者でありましたが、期限が切れたところによる更新ということになっております。現在、地域の中で精鋭的に担い手として活動されていることから、認定については支障のないものと考えております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ただいま説明がありました。何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された1件の農業経営改善計画につきましては、今後、経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって支障なしの意見として決定をいたしたいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時49分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和5年6月26日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 小 沼 健 司

署 名 委 員 高 橋 七 海